

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が発注する物品の売買、借入れ等（以下「物品調達等」という。）の適正な執行を確保するため、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 別表第1号から第4号又は第5号から第12号の措置要件に係る指名停止期間中、又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1（第4条第1号に該当する場合にあっては、別表第7号又は第9号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項に定める期間を上限とする。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより

指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7号又は第9号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品調達等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

三 県又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第9号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（報告）

第5条 物品調達等を行う本庁各課（室・センター）又は地方機関の長（島根県行政組織規則第12条第1項及び第2項に規定する課等、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局並びに同規則第17条に規定する地方機関をいう。以下「各課長等」という。）は、有資格業者が別表各号の一に該当すると認めるときは様式1により、第3条第5項又は第6項に該当すると認めるときは様式2により、遅滞なく総務部長に報告するものとする。

（指名停止の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の報告書その他の資料によって指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除するものとする。

2 知事は指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して様式3、様式4又は様式5により通知するものとし、総務部長は各課長等に対して様式6、様式7又は様式8により通知するものとする。

（一般競争入札及び随意契約における取り扱い）

第7条 各課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を一般競争入札に参加させてはならない。

2 各課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一 県と締結した災害時等における食料、飲料水、医薬品及び衛生材料その他の物資等

の調達等に関する協定に基づき、物品調達等を行うとき
二 あらかじめ知事の承認を受けたとき

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この要領は、平成13年1月23日から施行する。

附則

この要領は、平成14年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成15年1月8日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月15日から施行する。

附則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年6月15日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月23日から施行する。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。

附則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）にあたる犯罪の容疑により公訴を提起されたに対する別表（措置基準）12の規定の適用については、拘禁刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。

別表（措置基準）

措 置 要 件	指名停止期間
（虚偽記載） 1 県が発注する物品調達等に係る一般及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 （故意の場合、2 箇月以上）
（粗雑品の納品） 2 県が発注した物品の納品にあたり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し（過失による場合で、瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）又は、仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 （故意又は重過失の場合、3 箇月以上）
（契約違反） 3 第 2 号に掲げる場合のほか、県が発注する物品調達等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
（事故及び損害発生） 4 物品調達等に関する契約の履行にあたり、次の（１）、（２）に該当することとなったとき。 （１）県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 （２）県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 （故意又は重過失の場合、2 箇月以上） 2 週間以上 4 箇月以内 （故意又は重過失の場合、1 箇月以上）
（贈賄） 5 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が、県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）有資格業者の使用人で（２）に掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴の提起を知った日から 12 箇月以上 24 箇月以内 10 箇月以上 20 箇月以内 6 箇月以上 12 箇月以内
6 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6 箇月以上 12 箇月以内 5 箇月以上 10 箇月以内 3 箇月以上 6 箇月以内
（独占禁止法違反行為） 7 県が発注する物品調達等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとき。	当該事実を知った日から 12 箇月以上 24 箇月以内
8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとき（前号に該当する場合を除く。）。	当該事実を知った日から 6 箇月以上 24 箇月以内

措 置 要 件	指名停止期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 9 県が発注する物品調達等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 12 箇月以上 24 箇月以内
10 代表役員等、一般役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に該当する場合を除く。）。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6 箇月以上 24 箇月以内
(不正又は不誠実な行為) 11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(私的行為による法令違反) 12 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法若しくは自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(未納の徴収金（税額）) 13 島根県会計規則第 60 条の 3 で定める要件を満たしていないと認められるとき。	当該認定をした日から 要件を満たすまで